

小矢部市放任果樹伐採等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クマによる人身被害等防止のため、クマの誘引物となる管理されていない果樹（以下「放任果樹」という。）の伐採等（伐採に必要な作業、撤去及び処分を含む。以下同じ。）を行う自治会、自治振興会又はその他の団体で市長が認めたもの（以下「自治会等」という。）に対し、予算の範囲内において小矢部市放任果樹伐採等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年3月30日規則第5号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、放任果樹の所有者から伐採等の承諾を得た市内の自治会等とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は放任果樹の伐採等とし、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

2 前項に規定する補助金の額に、100円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 果樹を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

4 補助金の交付は、同一の団体につき同一年度内1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、小矢部市放任果樹伐採等事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更承認申請)

第7条 第5条の規定による決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、小矢部市放任果樹伐採等事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業完了後速やかに小矢部市放任果樹伐採等事業補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を申請目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採等に必要な消耗品、作業用機械の燃料費 ・ クレーン車、チェンソー等の作業用機械の借り上げ料、オペレーターによる経費 ・ 地域住民の活動に要する経費（交通費、食事代等） ・ 伐採等の作業を業者等に委託するための経費 ・ その他市長が必要と認めるもの 	<p>補助対象経費の2分の1以内とし、伐採する果樹1本あたり7,500円を限度とする。</p>